

離島振興法について

離島振興市町村議会議長全国大会が11月8日に開かれ、参加してきた。

今大会の要旨は、離島においては昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて自然との触れ合いの場および機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国および国民の利益の保護および増進に重要な役割を担っている。

人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては現行の離島振興法が令和4年度末を持って失効することから、抜本改正の上、恒久化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上が離島振興法の改正・延長に関する全国離島議長の特別要望である。詳細については紙

面の都合上割愛させていただく。

私たちの新島村も現在、急激な高齢化による人口減少や基幹産業である漁業・観光業の衰退等厳しい状況が続いている。議会は執行部や各種団体と協働して、これらの問題解決に努力していくことが持続可能な新島村構築につながる。

議長 前田邦弘



▲離島振興市町村議会議長全国大会にて

新島村議会議員選挙に行こう!

投票日

2月5日
(日曜日)

午前**7時**～午後**6時**

投票所

- <第1投票区>新島村住民センター
- <第2投票区>式根島開発総合センター
- <第3投票区>若郷会館

開票

2月5日(日)
午後**7時**～
新島村住民センター

期日前投票

2月1日(水)～2月4日(土)